

第80回国民スポーツ大会
青森県準備委員会

第4回広報・県民運動専門委員会



平成30年11月1日（木）
ウェディングプラザアラスカ
4階 ダイヤモンド

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
第4回広報・県民運動専門委員会資料

目 次

○ 会次第	P 1
○ 委員名簿	P 2
○ 委員の変更	P 3
○ 説明事項	
1 国民スポーツ大会への名称変更に伴う第80回国民体育大会青森県準備委員会の 名称等の改正	P 4
2 第80回国民スポーツ大会準備経過	P 6
3 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会決定事項	P 9
4 第80回国民スポーツ大会マスコット使用取扱規程	P 1 0
5 第80回国民スポーツ大会イメージソングの制作について	P 2 2
○ 審議事項	
1 第80回国民スポーツ大会愛称・スローガン募集要項（案）	P 2 4
2 第80回国民スポーツ大会愛称・スローガン審査要領（案）	P 2 9
3 第80回国民スポーツ大会愛称・スローガン入賞者抽選要領（案）	P 3 2
4 第80回国民スポーツ大会県民運動基本方針（案）	P 3 3
○ 参考資料	
第4回常任委員会及び第3回総会決定事項	P 3 4

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会 第4回広報・県民運動専門委員会

次 第

日時：平成30年11月1日（木）

10：30～11：30

場所：ウェディングプラザアラスカ

4階 ダイヤモンド

1 開会

2 委員の変更

3 説明事項

- (1) 国民スポーツ大会への名称変更に伴う第80回国民体育大会青森県準備委員会の名称等の改正
- (2) 第80回国民スポーツ大会準備経過
- (3) 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会決定事項
- (4) 第80回国民スポーツ大会マスコット使用取扱規程
- (5) 第80回国民スポーツ大会イメージソングの制作について

4 審議事項

- (1) 第80回国民スポーツ大会愛称・スローガン募集要項（案）
- (2) 第80回国民スポーツ大会愛称・スローガン審査要領（案）
- (3) 第80回国民スポーツ大会愛称・スローガン入賞者抽選要領（案）
- (4) 第80回国民スポーツ大会県民運動基本方針（案）

5 その他

6 閉会

広報・県民運動専門委員会 委員名簿

(順不同:敬称略)

区分	機関・団体名	役 職	委員氏名
報道	青森放送株式会社	報道部長	鳴海 勝彦
	株式会社青森テレビ	報道制作部長	成田 克彦
	青森朝日放送株式会社	報道制作部長	帷子 聖修
	日本放送協会青森放送局	放送部長	森谷 涉
	株式会社東奥日報社	社会部次長	秋元 宏宣
	株式会社陸奥新報社青森支社	編集部長	今井 珠世
	株式会社デーリー東北新聞社青森支社	編集部長	長谷川 開文
	株式会社エフエム青森	放送部長	鈴木 耕治
経済	青森県商工会議所連合会 (青森商工会議所)	地域振興部長	鈴木 匡
	青森県商工会連合会	総務組織課長	井上 英治
	青森県中小企業団体中央会	総務課長	船水 礼子
観光	公益社団法人青森県観光連盟	事務局長	鈴木 耕司
学識経験者	公立大学法人青森公立大学	教授	香取 真理
社会・福祉	社会福祉法人青森県社会福祉協議会	事務局長	工藤 昌彦
	公益財団法人青森県老人クラブ連合会	事務局長	五戸 秀樹
	青森県地域婦人団体連合会	事務局長	鈴木 静子
スポーツ	青森県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	鹿内 葵
学校	青森県小学校長会	副会長	福井 巧二
	青森県中学校長会	副会長	川井 清広
	青森県高等学校長協会	常任理事	長者久保 雅仁
	青森県特別支援学校校長会	副会長	成田 安男
	青森県私立中学高等学校長協会	事務局長	嶋津 泰久
市町村	青森市広報広聴課	課長	田中 聡子
	おいらせ町総務課	課長	泉山 裕一
県	企画政策部広報広聴課	課長	白山 昭彦
	環境生活部県民生活文化課	課長	福井 弘信
	観光国際戦略局観光企画課	課長	三上 洋輝

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会広報・県民運動専門委員会 委員の変更

平成30年11月1日現在 (順不同: 敬略称)

分野	機関・団体名及び役職名	新任者	旧任者	変更年月日
報道	日本放送協会青森放送局 放送部長	森谷 渉	青田 浩一	平成30年6月8日

国民スポーツ大会への名称変更に伴う第80回国民体育大会青森県準備委員会の名称等の改正

スポーツ基本法の改正により、「国民体育大会」が平成35年1月1日（第78回大会）以降「国民スポーツ大会」となる。このため、第80回国民体育大会青森県準備委員会（以下「県準備委員会」とする。）の名称等について下記のとおり改正する。

1 県準備委員会の名称

「第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会」に改称する。
（会則の改正案は別紙1、新旧対照表は別紙2のとおり。）

2 これまでに県準備委員会において制定した方針等

- (1) 「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に置き換える。
- (2) 「国体」を「国スポ」に置き換える。

※なお、第77回大会以前の名称の標記は国民体育大会（国体）とする。

3 施行日

日本スポーツ協会において国民体育大会開催基準要項を改正（第78回大会以降を「国民スポーツ大会」とする旨の改正）した日をもって施行する。

※スポーツ基本法の改正をもって名称変更となるものであるが、国民体育大会を所管する日本スポーツ協会が開催等に係る要項を定めているため。

4 留意事項

- (1) 改正後の県準備委員会の会則については、施行日以降に県準備委員会委員等へ通知する。
- (2) これまでに県準備委員会において制定した方針等に係る改正後の方針等については、次回の県準備委員会総会で報告する。

国民体育大会の名称変更について

2018/6/14

	現行	改定
大会名称	<p>「国民体育大会」</p> <p>正式名称 ◇国民体育大会冬季大会（冬季大会のこと） ◇国民体育大会（本大会のこと）</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 4.名称」にて規定</p>	<p>「国民スポーツ大会」</p> <p>※改正「スポーツ基本法」記載の大会名称とする</p> <p>正式名称 ◇国民スポーツ大会冬季大会（冬季大会のこと） ◇国民スポーツ大会（本大会のこと）</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 4.名称」にて規定予定</p>
英語表記	<p>「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 17.大会の標章」にて規定</p>	<p>「JAPAN GAMES」</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 4.名称」にて規定予定</p>
略称	<p>「国体(こくたい)」</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 17.大会の標章」にて規定</p>	<p>「国スポ(こくすぽ)」</p> <p>※「国民体育大会開催基準要項 4.名称」にて規定予定</p>
その他		<p>※回数:1946年開催の第1回大会からの回数を継続(通算回数)</p> <p>※適用大会(年):2023年開催の第78回大会(冬季:未定、本大会:佐賀県)から適用</p>

第80回国民スポーツ大会準備経過

年 月 日	内 容
平成25年 6月24日	公益財団法人青森県体育協会（以下「県体育協会」とする。）が、平成37年に開催の第80回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出
平成26年 6月28日 ～平成27年 7月23日	県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全6回開催）
8月26日	青森県国体検討懇話会の検討結果報告書について、同懇話会座長が知事及び教育長に報告
9月10日	平成27年度第2回青森県総合教育会議において、第80回国民体育大会本大会の招致について知事と教育委員会が協議
9月18日	平成27年9月青森県議会第283回定例会冒頭の提出議案知事説明において、知事が平成37年に開催される第80回国民体育大会本大会の本県招致について表明
10月 9日	同上定例会において、県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
11月20日	知事、教育長、県体育協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成28年 1月13日	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
4月 1日	県教育庁スポーツ健康課内に国体準備室を設置（5名体制）
8月31日	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
10月21日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催
10月25日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回競技運営専門委員会を開催
11月10日	第80回国民体育大会市町村担当者会議及び競技団体担当者会議を開催
平成29年 3月28日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総務企画専門委員会を開催
4月 1日	国体準備室員を増員（7名体制）
4月19日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回常任委員会を開催

年 月 日	内 容
5月24日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会を開催
7月13日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回競技運営専門委員会を開催
7月20日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回広報・県民運動専門委員会を開催
8月30日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回施設専門委員会を開催
10月23日	第80回国民体育大会第1回会場市町村・競技団体担当者会議を開催
10月26日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回競技運営専門委員会を開催
11月 1日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総務企画専門委員会を開催
12月12日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第4回総務企画専門委員会を開催
12月18日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回広報・県民運動専門委員会を開催
平成30年 1月15日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回常任委員会を開催
1月22日	第80回国民体育大会青森県準備委員会総務企画専門委員会第1回開催基本構想策定検討部会を開催
1月24日	第80回国民体育大会第1回公開競技・デモンストラーションスポーツ担当者会議及び第2回市町村担当者会議を開催
3月14日	第80回国民体育大会青森県準備委員会総務企画専門委員会第2回開催基本構想策定検討部会を開催
4月 1日	国体準備室員を増員（8名体制）
5月14日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第5回総務企画専門委員会を開催
5月15日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回広報・県民運動専門委員会を開催

年 月 日	内 容
平成30年 6月 6日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第4回常任委員会を開催
7月10日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会を開催
8月30日	第80回国民体育大会青森県準備委員会を第80回国民スポーツ大会準備委員会に改称
9月 5日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回施設専門委員会を開催
10月18日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回競技運営専門委員会を開催

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会決定事項

第3回広報・県民運動専門委員会以降に開催した総会及び常任委員会での決定事項は、下記のとおりである。

なお、平成30年8月30日付けで、これまでに決定した方針等について、名称変更に伴う改正を行っております。

記

1 第4回常任委員会決定事項【平成30年6月6日開催】

- ・第80回国民スポーツ大会会場地市町村第三次選定
- ・第80回国民体育大会開催基本構想（素案）
- ※次回総務企画専門委員会において名称変更した案を提案予定

2 第3回総会決定事項【平成30年7月10日開催】

- ・国民スポーツ大会への名称変更に伴う第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の名称等の改正
- ・第80回国民体育大会青森県準備委員会平成29年度事業報告
- ・第80回国民体育大会青森県準備委員会平成29年度収支決算
- ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会平成30年度事業計画
- ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会平成30年度収支予算

第80回国民スポーツ大会マスコット使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第80回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会（以下「県委員会」という。）が定める大会のマスコットを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてマスコットとは、別表に掲げる「アップリート君」及びこれをアレンジしたものをいう。

(使用許可権限の行使)

第3条 前条に規定するマスコットについては、県委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(公共目的による使用)

第4条 マスコットの使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、県委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は大会の開催に寄与すると認められるとき。
- (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき。
- (3) 一般へのスポーツ又は大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- (4) 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- (5) その他会長がスポーツ活動及び大会開催に寄与すると認めるとき。

(公共目的による使用の申請及び報告)

第5条 マスコットを公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ「マスコット公共目的使用許可申請書（様式第1号）」を会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 大会の開催のために市町村が設置する準備（実行）委員会が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体が使用するとき。
- (3) 公益財団法人青森県体育協会、特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーシ

ョン連盟及び青森県内の市町村体育協会又はこれらに加盟する競技団体が使用する
とき。

- (4) 大会においてデモンストレーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
 - (5) 県委員会の構成団体が使用するとき。
 - (6) 保育所又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に掲げる学校及び就学
前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年
法律第 77号）第 3 条による認定こども園が使用するとき。
 - (7) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (8) その他会長が認めるとき。
- 2 前項の規定により許可を得た者及び第 1 号から第 6 号、第 8 号のいずれかに該当する
者がマスコットを公用目的に使用したときは、各年度終了後 30 日以内又は使用期間終
了後 30 日以内のいずれか早い期日までに「マスコット使用報告書」（様式第 2 号）を会
長に提出しなければならない。

（公共目的による使用の許可）

第 6 条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいず
れかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (2) マスコットを正しい使用方法に従って使用しないとき。
 - (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
 - (4) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、ま
たは与えるおそれがあるとき。
 - (6) 使用目的が明らかでないとき。
 - (7) その他会長が不相当と認めるとき。
- 2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「マスコット公共目的使用許可書」
（様式第 3 号）をもって行うものとする。

（使用上の遵守事項）

第 7 条 前条第 1 項の規定により使用の許可を得た者（以下「使用者」という。）は、次の
各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用权を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4) 原則として、マスコットを使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その

形状等から許可番号を付記することが困難な場合は、この限りでない。

- (5) マスコットを使用する物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用許可された物件について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- (7) 当該物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県委員会は一切の責任を負わない。

(許可内容の変更)

第8条 使用者が、許可内容の変更を希望する場合は、あらかじめ「マスコット使用内容変更申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 会長は、使用を許可した内容の変更を許可するときは、「マスコット使用内容変更許可書」(様式第5号)により、当該使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の申請については、第4条から前条までの規定を準用する。

(現地調査)

第9条 会長は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

第10条 会長は、マスコットの使用がこの規程又は許可内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 前項の規定による許可の取り消しは、「マスコット使用許可取消書」(様式第6号)をもって行うものとする。
- 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。
- 4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。
- 5 会長は、許可を得ずにマスコットを使用している者又は使用しようとしている者に対して、そのマスコットの使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 6 県委員会は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害につい

て、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第11条 県委員会は、この規定による使用許可の申請に要した費用及び実施に係る経費又は役務を負担しない。

2 県委員会は、マスコットの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

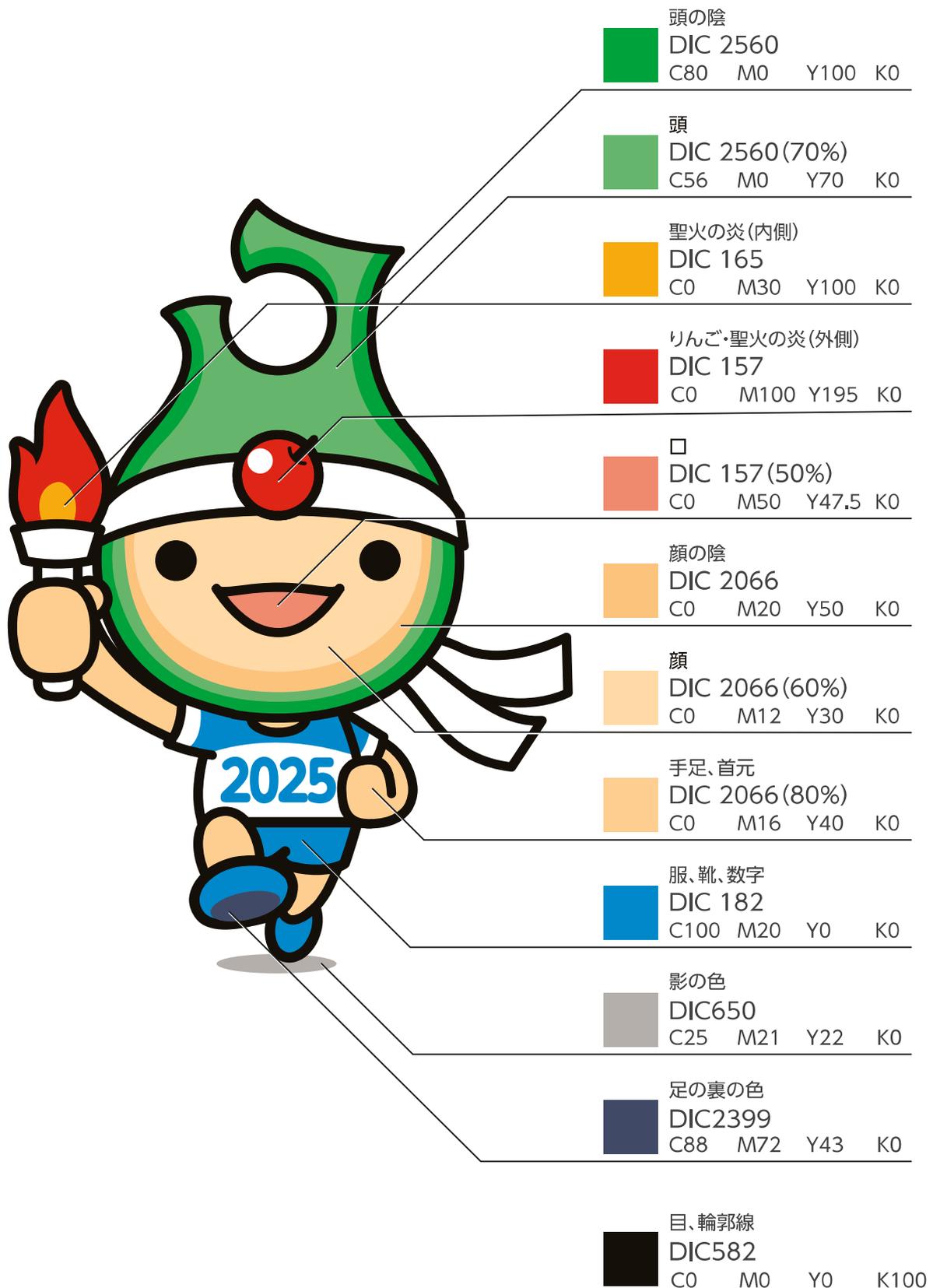
(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、マスコットの使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

(別表)



様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
会長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

㊞

連絡先（担当者名、電話番号）

マスコット公共目的使用許可申請書

下記のとおり、マスコットを使用したいので、第80回国民スポーツ大会マスコット使用取扱規程第5条第1項の規定により申請します。

なお、使用にあたっては、同規程に定める事項を遵守します。

記

1 申請内容

使用目的	
使用対象物件	
使用方法	(種類・規格・数量等)
使用場所	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
作成数	

2 添付書類

- ・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- ・申請者の概要が分かるもの（2回目以降は、内容に変更がなければ省略可）
- ・その他参考となる資料

様式第2号（第5条第2項関係）

年 月 日

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
会長 様

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
連絡先（担当者名、電話番号）

㊞

マスケット使用報告書

（ 年度）

No.	種別	使用目的	使用対象物件	使用期間	作成数	許可年月日	許可番号
1	公共目的						
2	公共目的						
3	公共目的						
4	公共目的						
5	公共目的						

- ・使用状況が分かる写真などの参考資料を添付すること。
- ・許可年月日及び許可番号については、申請による許可を受けたもののみ記入すること。

様式第3号（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
会長

マスコット公共目的使用許可書

年 月 日付けで申請のあった、マスコットの使用について、マスコット使用取扱規程第6条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 許可内容は、マスコット公共目的使用許可申請書のとおりとする
- 2 マスコット使用取扱規程を遵守すること
- 3 使用にあたっては、許可番号を付記すること
許可番号 青森国スポ承認第 号
- 4 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする
- 5 条件

※「5 条件」は、許可に際し、条件を付する場合に記載

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
会長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

㊞

連絡先（担当者名、電話番号）

マスコット使用内容変更申請書

年 月 日付けで許可（許可番号 青森国スポ承認第 号）を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、マスコット使用取扱規程第8条第1項の規定により申請します。

なお、変更後の使用に当たっては、同規程に定める事項を遵守します。

記

変更内容

様式第5号（第8条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
会長

マスコット使用内容変更許可書

年 月 日付けで申請のあった、許可番号 青森国スポ承認第 号の
マスコットの使用内容の変更について、マスコット使用取扱規程第8条第2項の規定によ
り下記のとおり許可します。

記

- 1 変更許可内容は、マスコット使用内容変更許可申請書のとおりとする
- 2 マスコット使用取扱規程を遵守すること

様式第6号（第10条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
会長

マスコット使用許可取消書

年 月 日付けで申請のあった、許可番号 青森国スポ承認第 号のマスコットの使用について、マスコット使用取扱規程第10条第2項の規定により取り消します。

(別紙)

基本ポーズ (炬火あり)



基本ポーズ (右斜め)



基本ポーズ (左斜め)



基本ポーズ (前)



基本ポーズ (後)



基本ポーズ (右横)



基本ポーズ (左横)



第80回国民スポーツ大会イメージソングの制作について

1 制作目的

第80回国民スポーツ大会広報基本方針及び広報基本計画に基づき、大会を広く県内外にPRするとともに大会の気運醸成を図るため、イメージソングを制定することとし、制定に当たっては、多くの県民が参加できるダンスでの活用等の展開も考慮する。

2 先催県の状況

先催県においても、PRや気運醸成などのために、イメージソングを制定しており、ダンスでの活用等を行っている。

また、制定に当たっては、作詞・作曲を併せて広く公募しているが、鹿児島県は県ゆかりのプロのミュージシャンに依頼して作成している。

先催県のイメージソング制作状況

回	開催年	開催県	制作方法	タイトル	作詞・作曲
第74回	2019年	茨城県	公募(285件)	そして未来へ	(愛知県の方)
第75回	2020年	鹿児島県	特定人に依頼	ゆめ～KIBARIYANSE～	辛島美登里
第76回	2021年	三重県	公募(169件)	未来に響け	(京都府の方)
第77回	2022年	栃木県	公募(152件)	いちご一会	(千葉県の方)

3 制作に当たって

(1) 基本的な考え方

開催基本方針では「県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加する」ことを掲げており、イメージソング制定に当たっても、広く県民が参加し、県民の手作りが創出される方法で進めることとしたい。

(2) 募集の方法

先催県のように、作詞・作曲を併せて広く公募した場合、県にゆかりのある人が採用されておらず、プロのミュージシャンに依頼した場合は、スケジュール調整や経費面での負担が大きくなっている。

このため、作曲スキルが不要で一般県民でも応募し易いように、歌詞(作詞)のみを募集することとしたい。

歌詞募集に当たっては、ダンスでの活用等を見据えたメロディーを含めた音源を事前に提示した方が、より応募者へイメージしていただけたと考え、事務局において、平成19年に本県で開催された「スポレクあおもり2007」の際に作成された「アップリート体操」の曲を作曲した事務局員の発案のもと、原案となる音源を作成したところである。

この音源をイメージソングの原案として採用した上で、平成31年度には、歌詞を公募することで進めることとしたい。

なお、歌詞選定後には、歌唱者の選定や編曲（アレンジ）、レコーディングを経てイメージソングを制定することとしたい。

作曲意図

国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、全国から多くの参加者等が訪れます。そういった多くの参加者等が集う熱気やスポーツをする人々の躍動感をイメージしました。

また、ダンス等への活用を考慮して、誰もが楽しくダンスできるよう、軽快感のあるリズムとしました。

各制作方法の比較

	県民参加	広く公募	経費が安い	話題性・注目度
特定人に依頼	×	×	×	○
曲・歌詞を公募	△	○	△	△
歌詞のみ公募	○	○	○	△

4 活用予定例

- (1) 青森国スポの総合開・閉会式や各競技会場、各種PRイベントなどでの演奏や歌唱
- (2) 地域のスポーツイベントや開催競技の体験教室、国スポの総合開・閉会式及び競技会場等のBGMとして使用
- (3) 合唱や吹奏楽用に編曲した楽譜を県内の学校等に配布
- (4) イメージソングに合わせたダンスを制作し、学校の運動会等の行事で使用してもらうほか、ダンスコンテストなどを実施
- (5) その他、国スポの広報活動に広く使用

5 今後のスケジュール（予定）

- 2018年 各委員からの意見を集約
- 2019年 募集方法の決定、募集、選定
- 2020年 歌唱者の選定、編曲、レコーディング、イメージソング発表 [開催内定]
- 2021年 ダンス制作
- 2022年 ダンス発表、ダンス普及開始 [開催決定]

第80回国民スポーツ大会愛称・スローガン募集要項（案）

1 趣旨

2025年に青森県で開催される第80回国民スポーツ大会（青森国スポ）を、スポーツによる感動や交流の輪を広げ、青森の多彩な魅力を全国に発信する大会としていくことを象徴し、県民総参加の機運を盛り上げ、広く県民に愛されるような「愛称」と「スローガン」を募集します。

2 募集期間

平成30年12月10日（月）～平成31年1月25日（金）（当日消印有効）

3 応募資格

制限はありません。

4 募集作品

（1）愛称

親しみやすく呼びやすい、青森らしさあふれる言葉で表現された青森国スポの名前、呼び名です。

愛称には、「青森」「国スポ」の文字を必ず入れてください。また、「青森」の文字は、ひらがな、カタカナ、ローマ字(AOMORI)でも構いません。

例：「青森〇〇国スポ」「〇〇あおもり国スポ」など

（2）スローガン

青森県で開催される国スポの趣旨や目的、国スポに向けた思いを印象づける言葉・キャッチコピーです。

応募にあたっては、下記の開催基本方針も参考にしてください。

【参考】＜第80回国民スポーツ大会開催基本方針＞

1 基本方針

第80回国民スポーツ大会は、本県で48年ぶりに開催する国内最大のスポーツの祭典として、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、本県のあらゆる魅力を発信するなど、県民総参加により青森県らしさあふれる大会として開催します。

大会の開催に当たっては、創意工夫により、簡素・効率化を図るとともに、将来の県民へと引き継がれる貴重なレガシー（遺産）となるよう大会終了後も見据えた取組も推進します。

この大会の開催を契機に、県民が年間を通してスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりに取り組むことにより健康・体力の保持増進、競技力の向上が図られ、また、本県を訪れる多くの人達との新たな交流により地域が活性化するなど、「スポーツが盛んな青森県」の実現を目指します。

2 実施目標

(1) スポーツによる感動の創出と地域へのスポーツの定着

スポーツを「する」「みる」「ささえる」など多様な場面で、感動が創出されることにより、県民の誰もがスポーツに関わる楽しさを感じることができる環境が整備されるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につく、スポーツが地域に定着する大会とします。

(2) 自発的、積極的な県民参加による地域の活性化

県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加するとともに、スポーツを通じた健康づくりなどに一丸となって取り組むことにより、全ての県民が心身ともに健康な状態で大会を迎え、その後も各地域が元気で活力に満ちた姿となる大会とします。

(3) 来県者への熱い心でのおもてなしとあらゆる魅力の発信

大会に参加する選手・監督・役員・応援者など数多くの来県者を熱いおもてなしの心で迎えるとともに、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことにより、再び本県を訪問したいという気持ちを喚起する大会とします。

5 賞及び賞金

応募作品の中から、「愛称」、「スローガン」それぞれ次のとおり最優秀賞及び優秀賞を選定し、賞状、賞金を授与します。

なお、入賞者が中学生以下の場合には、賞金に代えて賞金相当額の図書カードを贈呈します。

また、複数の方から応募があった作品が入賞した場合は、抽選により受賞者を1名決定します。

(1) 愛称

最優秀賞 1作品 賞状、賞金5万円

優秀賞 3作品 賞状、賞金1万円

(2) スローガン

最優秀賞 1作品 賞状、賞金5万円

優秀賞 3作品 賞状、賞金1万円

6 応募方法

(1) 募集チラシについているはがき、郵便はがき、FAX又はインターネット（パソコン・スマートフォン）のいずれかの方法で応募してください。（パソコンをご利用の方は、青森県庁ホームページ内の第80回国民スポーツ大会（第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会事務局）のホームページから応募できます。ただし、電話、電子メールによる応募は受け付けません。）

(2) 応募1件につき「愛称」、「スローガン」各1作品を明記し、それぞれに説明や込められた思いを必ず記載してください。

なお、「愛称」、「スローガン」のいずれか1作品の応募も可能です。

- (3) 応募者の名前（ふりがな）、郵便番号、住所、年齢、電話番号、職業（学校名、学年）を記入してください。
- (4) 作品は、自作で未発表のものに限ります。
- (5) 1人何作品でも応募できます。ただし、1回の応募につき各1作品の応募とし、それぞれ異なる作品に限ります。
- (6) 作品提出に係る費用は、応募者の負担となります。郵便による場合、切手のないもの等は受け付けません。

7 審査及び決定

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会において審査し、入賞作品を決定します。

8 発表及び表彰

入賞作品の発表は、平成31年6月頃に入賞者に直接連絡するほか、ホームページなどで公表します。また、表彰については、別途入賞者に通知します。

9 その他

- (1) 最優秀作品は、第80回国民スポーツ大会の「愛称」、「スローガン」として採用し、その広報活動などに広く使用します。
- (2) 入賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、商標権その他一切の権利は、第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に帰属します。
- (3) 応募作品は、作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。応募作品について著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
- (4) 応募作品は、返却しません。
- (5) 応募作品は補作（加筆・修正）を行った上で、入賞作品とする場合があります。
- (6) 住所、名前、電話番号等の個人情報については、本事業実施に関わる事務以外には使用しません。なお、入賞者の名前、住所（市町村名）、職業（学校名・学年）については公表します。
- (7) この募集要項に違反したものは、審査の対象となりません。後日違反が判明した場合には、入賞を取り消すことがあります。
- (8) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。

10 応募・問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1

（青森県教育庁スポーツ健康課国民スポーツ大会準備室内）

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会事務局 愛称・スローガン募集係

TEL：017-734-9703

FAX：017-734-8032

ホームページアドレス

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-sports/2025_80th_kokutai.html

11 参考（他都県で開催の国体の愛称・スローガンの例）

開催年 (開催都県)	愛称	スローガン
平成 28 年 (岩手県)	希望郷いわて国体	広げよう感動。伝えよう感謝。
平成 29 年 (愛媛県)	愛顔 ^{えがお} つなぐえひめ国体	君は風 いしづちを駆け 瀬戸に舞え
平成 30 年 (福井県)	福井しあわせ元気国体	織りなそう 力と技と美しさ
平成 31 年 (茨城県)	いきいき茨城ゆめ国体	翔べ 羽ばたけ そして未来へ
平成 32 年 (鹿児島県)	燃ゆる感動かごしま国体	熱い鼓動 風は南から
平成 33 年 (三重県)	三重とこわか国体	ときめいて人 かがやいて未来
平成 34 年 (栃木県)	いちご一会とちぎ国体	夢を感動へ。感動を未来へ。

第80回国民スポーツ大会 愛称・スローガン選定スケジュール

時期	選定作業	備考
平成30年 11月	第4回広報・県民運動専門委員会 →募集要項・審査要領の決定	
		愛称・スローガン募集 チラシ作成・配布
12月	愛称・スローガン募集 (12/10 ~ 1/25)	応募作品一覧表作成
平成31年 1月	事務局による第1次選定 愛称:約50作品 スローガン:約50作品	第一次候補作品 一覧表(約50作品)作 ※類似商標の調査
2月	委員に文書照会による第2次選定 愛称:10作品 スローガン:10作品	第二次候補作品 一覧表(10作品)作成 ※類似商標の調査
3月	委員に文書照会による第3次選定 愛称:5作品 スローガン:5作品	
4月		最終候補作品一覧表作
	第5回広報・県民運動専門委員会 最優秀作品候補1作品、優秀作品候補3作品 決定	
5月	第6回常任委員会 最優秀賞1作品 優秀賞3作品 決定	
6月		入賞作品の発表・表彰
7月	第4回総会 最優秀賞1作品 優秀賞3作品 決定報告	

第 80 回国民スポーツ大会愛称・スローガン審査要領（案）

1 目的

この要領は、第 80 回国民スポーツ大会の愛称及びスローガンの最優秀賞各 1 作品、優秀賞各 3 作品を選定するために必要な事項を定める。

2 審査基準

審査に当たっては、次の事項を勘案して選定するものとする。

【愛称・スローガン共通】

- (1) 言葉の響き、リズムがよく、印象に残ること。
- (2) 一部の地域に限定される表現が用いられていないこと。
- (3) 過去に使用された作品と類似していないこと。
- (4) 開催基本方針から想起されるフレーズに沿った内容であること。
「スポーツの楽しさを広げる」「県民全てが参加する」「熱い心でのおもてなし」
「青森のあらゆる魅力の発信」など

【愛称】

- (1) 「青森（あおもり、アオモリ、AOMORI も可）」及び「国スポ」という言葉を用いていること。
例 青森〇〇国スポ、〇〇あおもり国スポ、アオモリ〇〇国スポ、〇〇AOMORI 国スポなど
- (2) 誰からも親しみやすく、呼びやすいものであること。
- (3) 青森県らしさのある言葉で、青森県の魅力を広くに発信できること。

【スローガン】

- (1) 青森県で開催される国スポの趣旨や目的、その国スポに向けた思いを印象付ける言葉であること。
- (2) 青森県をイメージできる言葉・フレーズが用いられていること。

【参考】＜第 80 回国民スポーツ大会開催基本方針＞

1 基本方針

第 80 回国民スポーツ大会は、本県で 48 年ぶりに開催する国内最大のスポーツの祭典として、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、本県のあらゆる魅力を発信するなど、県民総参加により青森県らしさあふれる大会として開催します。

大会の開催に当たっては、創意工夫により、簡素・効率化を図るとともに、将来の県民へと引き継がれる貴重なレガシー（遺産）となるよう大会終了後も見据えた取組も推進します。

この大会の開催を契機に、県民が年間を通してスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりに取り組むことにより健康・体力の保持増進、競技力の向上が図られ、また、本県を訪れる多くの人達との新たな交流により地域が活性化するなど、「スポーツが盛んな青森県」の実現を目指します。

2 実施目標

(1) スポーツによる感動の創出と地域へのスポーツの定着

スポーツを「する」「みる」「ささえる」など多様な場面で、感動が創出されることにより、県民の誰もがスポーツに関わる楽しさを感じることができる環境が整備されるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につく、スポーツが地域に定着する大会とします。

(2) 自発的、積極的な県民参加による地域の活性化

県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加するとともに、スポーツを通じた健康づくりなどに一丸となって取り組むことにより、全ての県民が心身ともに健康な状態で大会を迎え、その後も各地域が元気で活力に満ちた姿となる大会とします。

(3) 来県者への熱い心でのおもてなしとあらゆる魅力の発信

大会に参加する選手・監督・役員・応援者など数多くの来県者を熱いおもてなしの心で迎えるとともに、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことにより、再び本県を訪問したいという気持ちを喚起する大会とします。

3 審査方法

審査は、事務局による調整の後、広報・県民運動専門委員会にて審査を行う。

(1) 事務局による整理

事務局は、応募作品を取りまとめ、愛称・スローガンごとに「応募作品一覧表」を作成する。

さらに、事務局は審査要領に基づき「応募作品一覧表」の中から50作品程度を選定し、類似商標の調査を行った後、「第一次候補応募作品一覧表」を作成する。

(2) 広報・県民運動専門委員会委員による第二次選定

① 事務局は、「第一次候補応募作品一覧表」を委員へ送付し、委員は「第一次候補応募作品一覧表」の中から、優れていると思われる作品・各10作品程度を優劣つけずに選定し、その結果を事務局に報告する（委員による補作は行わない）。

② 事務局は、①で提出された作品・各10作品程度をまとめ、類似商標の調査を行った後、「第二次候補作品一覧表」を作成する。

(3) 広報・県民運動専門委員会委員による第三次選定

事務局は、「第二次候補応募作品一覧表」を委員へ送付し、委員は、「第二次候補作品一覧表」の中から、優れていると思われる作品を順位を付けて各5作品を選定し（上位から5点から1点の点数とする）、その結果を事務局に報告する（委員による補作は行わない）。

(4) 事務局での整理

事務局は（3）で選定された作品の得点順に並べた「最終候補作品一覧表」を作成し、広報・県民運動専門委員会に報告する。

(5) 広報・県民運動専門委員会による選定

専門委員会を開催し、事務局から報告を受けた「最終候補作品一覧表」について協議し、最終的に最優秀作品候補各1作品と優秀作品候補各3作品をそれぞれ選定する。(適宜専門委員による補作を行うことができる。)

4 決定

(1) 作品の決定

常任委員会において、最優秀作品候補各1作品と優秀作品候補各3作品について審議し、愛称・スローガンとその趣旨を決定する。

(2) 受賞者の決定

最優秀作品、優秀作品の応募者が複数ある場合は、別途定める抽選方法により、受賞者を決定する。

第80回国民スポーツ大会愛称・スローガン入賞者抽選要領（案）

1 趣旨

この要領は、広報・県民運動専門委員会において、愛称・スローガンの最優秀作品又は優秀作品に選定された作品（以下「選定作品」という。）が、複数の者が応募している作品である場合に、入賞候補者を選定するために必要な事項を定める。

2 抽選対象者の確定

- (1) 複数の者が応募している選定作品を対象作品といい、その応募者を抽選対象者とする。
- (2) 事務局は、対象作品ごとに抽選対象者に抽選番号を付し、抽選対象者一覧表を作成する。
なお、抽選対象者が対象作品を複数応募している場合は、1点の応募として扱うものとする。
- (3) 同一応募者の作品が複数の候補作品となることを妨げない。

3 抽選の場所及び抽選者

- (1) 抽選は、広報・県民運動専門委員会において行うものとする。
- (2) 抽選者は、広報・県民運動専門委員会委員長とする。

4 抽選方法

- (1) 事務局は、抽選対象者一覧表により、抽選対象者の確認を行う。
- (2) 事務局は、抽選番号が書かれた抽選カードを抽選箱に入れ、抽選者は抽選箱から一枚の抽選カードを取り出す。
- (3) 事務局は、抽選箱から取り出された抽選カードの番号を確認し、抽選対象者一覧表から該当する抽選番号が付された抽選対象者の氏名、住所等を読み上げ、入賞候補者を決定する。
- (4) 対象作品が複数ある場合は、事務局は一旦抽選箱内の抽選カードを取り出した後、(1)に戻って繰り返す。
- (5) 入賞候補者は、対象作品が常任委員会で最優秀作品又は優秀作品として承認された時点で、入賞者として決定する。

第80回国民スポーツ大会 県民運動基本方針（案）

1 目的

第80回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の県民運動は、県民一人ひとりが様々な形で大会へ参加、協力し、理解を深めることにより、スポーツに関わる楽しさと、感動を分かち合うとともに、来県者を熱いおもてなしの心で迎える大会の実現を目指して展開する。

また、大会の開催を契機に、県民が年間を通してスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや生きがいがづくりの取り組みを県全体に広めるとともに、本県の魅力発信や活力あふれる地域づくりに寄与することを目的とする。

2 基本目標

- (1) すべての県民が、大会イベントやボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げる。
- (2) すべての県民が、スポーツを「する」「みる」「ささえる」など様々な関わりを通じて、生涯にわたりスポーツ活動に親しむ。
- (3) すべての県民が、来県者を熱いおもてなしの心で迎える。
- (4) すべての県民が、来県者との交流を通じて、青森県の多彩な魅力を発信する。

3 運動の進め方

- (1) 県民運動は、県民一人ひとりの様々な活動への自発的、積極的な参加を基本として推進する。
- (2) 県準備（実行）委員会は、県民運動の全県的な推進計画を定め、普及・啓発活動を行うとともに、市町村や各種団体等と連携を図り、全県的な運動を展開する。
- (3) 市町村準備（実行）委員会は、県民運動の普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力して、地域の特性に応じた活動を推進する。
- (4) 関係機関・団体、学校、企業、NPO、ボランティア団体等は、県や市町村と連携を図りながら、それぞれの特色を活かした活動を積極的に行う。